

# 神崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託仕様書

## 1 業務名

神崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託

## 2 業務目的

本業務は、2050年脱炭素社会の実現を見据え、本市の地域特性を踏まえ、地域課題解決につながるような再生可能エネルギーの導入目標及び施策の方向性や、目標達成の具体的なビジョンを定めるとともに、「地球温暖化対策の促進に関する法律（以下、法律という。）」第21条第4項で準用する同条第3項1～5号に掲げる事項を定める「神崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「実行計画」という。）」を策定し、本市、事業者、住民等の連携又は個々による地球温暖化対策の取り組みを推進することを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結の日から令和7年1月15日（水）まで

## 4 業務の実施

- (1) 本業務は本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり市と十分な協議を行い、その意図や目的を理解した上で、適切な実施体制及び人員配置の下で進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり、最新の事例や情報を収集し、業務への反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な提案を行うこと。
- (5) 受託者は、業務の進捗について市に対して定期的に報告を行うこと。

## 5 業務内容

本業務で策定する実行計画は、法律第21条第4項で準用する同条第3項1～5号に掲げられた事項を定めるものであり、本業務の実施にあたっては、「法律・法律施行令・法律施行規則」の他、環境省が公表している「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」や「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」等に示される考え方にに基づき、適切な方法で行うこととする。

### 【法律第21条第3項1～5号】

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
- 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

### （1）実施計画

業務着手後速やかに業務の実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成する。

### （2）基礎調査

#### ア 国等の政策動向の整理

近年のSDGs等の世界的潮流を踏まえて、地域が抱える複数課題を同時解決に導く地域循環共生圏の形成につながる再生可能エネルギーの利用促進や、2050年カーボンニュートラルに向けた施策方針などについて、国や県の動向の整理を行う。

#### イ 上位・関連計画の整理

本市の上位・関連計画より、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの導入に関連する施策の整理・分類を行う。

#### ウ 自然的・経済的・社会的条件にかかる基礎資料の収集・整理

本市の自然的・経済的・社会的条件を把握するための基礎資料の収集・整理を行う。なお、収集・整理する項目は次の内容を基本とし、必要に応じて項目を追加するものとする。

また、地域特性等の類似した自治体における先行事例について調査・整理する。

- ・自然条件：地勢概要、気象、植生等
- ・経済的条件：事業所・就業者数の状況、農業（販売農家、経営耕地面積、農業産出額）、観光業、水産業、交通産業、商工業等
- ・社会的条件：人口、土地利用、地域交通（公共交通を含む）、文化財・景観等

エ 地域の温室効果ガス排出量の把握及び将来推計地域の温室効果ガス排出量の把握及び将来推計

(ア) 地域の温室効果ガス排出量の把握

地域の温室効果ガス排出量の現状について調査する。その際は、積上法に基づいた推計を行うこと。住民や事業者に対するアンケート等を用いてデータを回収する場合は、統計的に地域の縮図になるような有効数を確保するように実施すること。

(イ) 温室効果ガス排出量の将来推計

最新の統計値や予測、各部門におけるエネルギー消費量の推計をもとに、本市の地域特性を踏まえて地域の温室効果ガス排出量の将来推計を実施する。その際は、原則複数シナリオに基づいて推計するものとし、必ずBAU（取り組みを行わず、現状のまま推移した場合）における将来推計と、(3) 計画検討に基づく将来推計の2点以上とすること。

オ 再生可能エネルギーポテンシャル

地域の再生可能エネルギーポテンシャルについて推計を行う。

カ アンケート調査及びヒアリング調査の実施及び分析

ウ～オの調査の一環として、市民（1,000人程度）と事業者（200社程度）を対象に、アンケート調査を実施する。

また、回収したアンケートにおいて、事業者が独自の取り組み等を行っている場合は、当該事業者に対してヒアリング調査を行うものとする。

調査後、集計・分析を行い、調査結果極的に活用し、調査結果を本業務の基礎資料とするとともに計画に反映するものとする。なお、調査内容の例を以下に示す。

- ・省エネルギー行動の実施状況
- ・省エネルギー・再生可能エネルギー設備及び機器の導入状況
- ・温室効果ガス排出量の削減に向けた具体的な取組、削減目標 等

また、アンケート調査における、受託者と本市の分担表(案)を以下に示す。  
 下記を基に受託者と自治体で協議の上、分担を決定する。

アンケート調査の役割分担表(案)

対象	項目	市	受託者
市民(1,000人) 事業者(200社)	調査票の作成		○
	アンケートフォーム等の作成		○
	住民・事業者の抽出	○	
	調査票の印刷・封入・発送・回収(返送先)		○
	調査票の分析・計画への反映		○

キ 地域特性・課題の分析

上記ア～カの結果をもとに、地域特性・課題の分析を行う。

(3) 計画検討

ア 2050年カーボンニュートラルの達成に向けた将来像の検討

(2) 基礎調査の結果を踏まえ、2050年カーボンニュートラルの達成に向けた将来像を検討する。その際には、脱炭素の達成だけでなく、その他の地域課題の同時解決を図るものとする。また、将来像達成のための、脱炭素と地域課題の解決の同時達成に向けたシナリオ作成と具体施策について検討する。

イ 温室効果ガスの削減目標及び再生可能エネルギーの導入目標の検討

温室効果ガス排出削減目標及び地域の再生可能エネルギーの導入目標を検討する。なお、導入目標は2030年及び2050年において設定するものとし、再生可能エネルギーの導入目標については、再生可能エネルギーの種別ごとに設定すること。

ウ 目標達成に向けた施策の検討

再生可能エネルギーの導入目標及び温室効果ガス排出量削減目標の実現と、環境・社会・経済の統合的な向上、地域課題の解決の同時達成を実現するため、目標達成に向けた施策の検討を行う。現実的に実施可能な再生可能エネルギーによる事業の可能性を調査し、「エネルギーの地産地消」や「地域循環共生圏」を見据えた課題解決型モデル事業の検討を行う。また、施策による削減効果の試算も行う。

エ 計画の推進体制、進行管理方策の検討

施策の評価方法(指標設定)、推進体制、進行管理方策、スケジュールを検討する。

#### (4) 計画書の作成

##### ア 計画書素案の作成

(2) 基礎調査の結果及び(3) 計画検討の結果をとりまとめ、計画書素案を作成する。

##### イ 計画書案等の作成

パブリックコメントを行うにあたり、公表する計画書案及び概要版案の作成等を行う。

なお、計画書案及び概要版案には、写真・イラスト・図表を適切に配置し、読みやすくデザイン性に優れたものとする。また、本計画に合致する副題、コラムを挿入すること。

##### ウ 計画書等の作成

パブリックコメント実施後、意見募集結果を考慮した計画書及び概要版を作成する。

#### (5) 業務報告書のとりまとめ

「(2) 基礎調査」、「(3) 計画検討」の2項目についての結果、その他会議の議事録等を業務報告書としてとりまとめる。

#### (6) 会議等開催支援

計画策定委員会や庁内会議(計4回程度)を開催予定としており、資料作成補助、会議出席及び質疑応答補助、議事要旨の作成を行う。

また、計画策定委員会へ出席し、計画の内容等について説明を行うものとする。併せて会議録の作成も行うこととする。

#### (7) 打合せ等

本業務に関連した打合せは、必要に応じて適宜実施する。

## 6 スケジュール

実行計画策定のスケジュールは、以下のとおり予定している。

## スケジュール（予定）

期日等	実施内容
令和6年9月	本業務の契約締結（基礎情報の収集・整理・現状分析等）
令和6年9月～11月上旬	アンケート（作成・送付・取りまとめ）・ヒアリング調査
令和6年12月上旬	計画書素案作成
	計画策定委員会（第1回）（計画素案審議）
令和6年12月中旬	計画策定委員会（第2回）（計画案審議）
令和6年12月中旬	パブリックコメント実施
～令和7年1月上旬	
令和7年1月上～中旬	計画策定委員会（第3回）（パブリックコメント等報告）
～令和7年1月15日	成果品提出

## 7 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

### 成果品一覧

品名	数量
①地球温暖化対策実行計画（区域施策編）計画書	3部
② 〃 計画書（概要版）	100部
③業務報告書	一式
④関連資料	一式
⑤上記データを格納した電子媒体（CD-RまたはDVD-R）	一式

## 8 その他留意事項

(1) 本仕様書は選定委員会で最優秀者及び次点者（以下、「委託事業者」という。）を選定後、委託事業者の企画提案内容に応じて変更する場合がある。

(2) 委託事業者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づ

いた計画を作成し、発注者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。

- (3) 委託事業者は、本業務の遂行において本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、発注者と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、委託事業者の責任において復旧すること。
- (4) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議を行い決定すること。